

風しんの追加的対策に係る Q&A (第 11 回)

平成31年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について紹介します。

事例 1【再掲載】

【質問】請求総括書および市区町村別請求書内の「請求年月」には、抗体検査や予防接種を行った月を記載すればいいのですか。

【回答】国保連合会に請求総括書等を提出した月を記載します。

例えば、「抗体検査実施月が 2021 年 1 月」「国保連合会への提出月が 2021 年 2 月」の場合、請求総括書等の請求年月には「2021 年 2 月」と記載してください。

事例 2【再掲載】

【質問】県外の方が、本県の医療機関等で抗体検査や予防接種を受けた場合、抗体検査受診票等の提出先は次のどちらになりますか。

- ①宮崎県国保連合会
- ②受診者が居住する都道府県の国保連合会

【回答】①の「宮崎県国保連合会」に提出してください。

事例 3

【質問】予防接種を実施した方の予診票に、誤って「券種 2：予診のみ」のクーポンを貼付しました。券種等を手書きで訂正してもよいでしょうか。

【回答】「券種 3：予防接種」のクーポンが残っている場合は、誤って貼付した「券種 2：予診のみ」のクーポンのうえに「券種 3：予防接種」のクーポンを重ねて貼付してください。

「券種 3：予防接種」のクーポンが残っていない場合は、クーポン券発行元の市区町村に再発行をご相談ください。

事例 4

【質問】予診票左下のワクチン名、ロット番号、接種量は手書きじゃないといけないのでしょうか。

【回答】ワクチン名、ロット番号、接種量はシールでも構いません。

<参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正(2019年10月31日一部改訂)」の17ページに記載。*

※手引きが更新された場合は、ページ数が変わる可能性があります。

▼手引き掲載箇所【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html

お問い合わせ先 審査第1課 審査管理係

TEL 0985-25-5504 / FAX 0985-25-5642

E-mail: sskanri@kokuhoren-miyazaki.or.jp